

このコーナーでは、Q&A形式で『農業農村整備事業（以下、NN事業）』についての紹介をしています！

前回までに『NN事業では、どんなことが出来るの？（H23.4月号）』という質問に対して、これまで、

- 「水田の整備」 (H23.7月号)
- 「樹園地の整備」 (H23.10月号)
- 「かんがい排水施設の整備」 (H24.1・4・10月号)
- 「農地防災事業（ため池・災害・地すべり・海岸）」 (H25.1・4・7・10月号)
- 「中山間地域総合整備事業」 (H26.1月号)
- 「棚田地域等の保全対策」 (H26.7月号)

の紹介を行ってきました。

今回は、これらの事業を行うにあたり必要となる「環境との調和」に関する取り組みを紹介します。

## 1 環境に配慮した事業の実施

農業農村整備事業では、農業生産性の向上や防災のための整備（農地、水路、農道、ため池、堰など）や、農村環境の整備（集落道、営農飲雑用水、集落排水施設など）を行っていますが、これらの事業を行う前には、環境調査(概査)を行います。

農村地域の水田やため池、農業用水路などが、自然と一体となって豊かな生態系を形成しており、農業生産の場であるだけでなく、様々な生き物の生息地や餌場としての役割も果たしているため、これらの施設を整備改修する農業農村整備事業では、法律により『環境との調和への配慮』が事業実施の原則に位置付けられています。

### 【事業実施における環境配慮対策の流れ】



環境概査

事業に先立ち、現地・文献・聞き取りにより、地区の生態系や営農状況などの調査を行います。



環境概査の結果をもとに、有識者による協議を行います。



環境情報協議会

地域の皆さんと一緒に、希少植物を移植し、保全することに！



環境配慮対策



環境調査により、希少種や地域にとって大切な動植物など、保全対象となるものが見つかった場合は、有識者等で構成される「愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報協議会」で専門的見地からアドバイスを得たり、地域住民の意見を聞いたりして、地域の営農と環境が共存できるような配慮対策を検討します。具体的な例としては、堰や水路の改修で魚道や土砂だまりを

設置して生物の移動・生息の場所を確保したり、工事箇所が生息する希少植物を移植して保全したりするほか、伝統的な農村景観に配慮した屋根付き橋や石垣の復旧など、自然生態系や景観に配慮し、事業による環境への影響を低減するよう努めています。

## 2 身近な環境を守る地域の活動を支援

もともと農村の豊かな環境は、水田やため池など人間が農業を通じて手を加えた二次的自然であり、この環境に適応した動植物と人間が共存することによって維持されてきたものです。近年は、混住化や過疎化などにより、人々の暮らしと農業・環境との関わりが希薄になってきた地域もありますが、身近な環境を守るためには、そこに暮らす人々の自然へのまなざしと農業を含めた地域活動への理解がなければ、将来にわたって健全に維持していくことは難しいと考えています。

このため県では、農地や農業用水路等の土地改良施設をとりまく自然環境の大切さや環境保全に対する取り組みへの理解を深めるため、将来を担う子供たちを対象に、ため池、水路、泉など地域の水辺での「ふるさと水辺の生き物教室」を開催しています。この教室では、身近な自然の中で、そこに生きているいろいろな生き物について、自分で調べることで、農業と自然との関わりや自然環境の大切さを学び、ふるさとの農と自然を思いやる心を育むことを目的に実施しています。

また、「多面的機能支払」による植栽活動、外来種駆除やため池の池干しなど、地域の農家・非農家の幅広い協働による生態系保全活動についても支援を行っています。



ふるさと水辺の生き物教室



地域住民による植栽活動

このように、自然生態系や景観に配慮した事業の実施と、身近な環境を守る地域住民による活動等への支援という、ハード・ソフトの両面から地域農業・農村の発展と環境との調和を目指した取り組みを推進しています。皆さんも、お住まいの地域の身近な環境について目を向けるとともに、保全活動等の地域共同活動をお考えの際は、お近くの地方局農村整備課、市町、水土里ネットえひめにお問い合わせください。